

目黒区立第九中学校 いじめ防止対策基本方針

本方針は、「いじめ防止対策推進法」「東京都いじめ防止対策推進条例」及び「目黒区いじめ防止対策基本方針」に基づき、本校におけるいじめの防止等（いじめの未然防止、早期発見、早期対応及び重大事態への対処をいう）のための対策を総合的かつ効果的に推進するための基本的な方針を定めるものである。

1 学校いじめ対策委員会の設置

本校は、いじめ防止等に関する措置を実効的に行うため、「学校いじめ対策委員会」を置く。学校いじめ対策委員会は、いじめ対策について意思決定を行い、全ての教員が一致団結していじめの問題に取り組むための中核的役割を果たす

校長、副校長、生活指導主任、各学年主任、養護教諭、スクールカウンセラーがこれにあたる。

(1) 学校いじめ対策委員の役割

学校基本方針の策定及び見直し、計画した取組みの進捗状況のチェック、見直し等、学校のいじめ防止等の取組みについて検証する。

(2) 具体的な取り組み内容

- ア 学校基本方針に基づく取組みの実施及び具体的な年間計画の作成
- イ 具体的で実効性のある校内研修の企画
- ウ 実態把握及び情報収集
- エ いじめが生じた際の指導や支援の体制・対応方針の決定等組織的な対応
- オ いじめ事案に関する事実関係の調査
- カ 再発防止に向けた取組みの実施
- キ 週に1回行われる企画会議で実施

2 学校サポートチームの設置

いじめ問題が複雑化・多様化する中、学校だけでは対応しきれない場合は、「学校いじめ対策委員会」を支援する組織として「学校サポートチーム」を置く。

学校サポートチームは、警察職員、児童相談所児童福祉司、めぐろ子ども家庭支援センター職員、民生児童委員、学校医、スクールソーシャルワーカー等から構成する。

3 いじめ防止等に関する取組

(1) 未然防止に向けた取り組み

いじめが起こる状況を作らないために以下の取り組みを行う。

ア 教員の意識向上に向けて

(ア) 「目黒区立学校人権感覚チェックシート」や「人権教育プログラム（学校教育編）」を活用したセルフチェックや校内研修の実施を通じた資質向上

(イ) 授業改善プランの作成・実施をとおした丁寧で分かりやすい授業の実践

イ 生徒の意識向上に向けて

(ア) 人権教育や道徳教育の充実を図るとともに、思いやりの心、生命・人権を大切にする態度の育成

(イ) 言語活動、体験活動等をとおしたコミュニケーション能力の育成

(ウ) 学校行事・学級経営の充実を図るとともに望ましい集団活動の育成

(エ) 学級活動（係活動や班活動等）の充実を図るとともに、望ましい人間関係の構築に向けた支援

(オ) 生徒会・委員会による学校生活をよりよいものにする活動の実施・充実

(カ) いじめについて、児童・生徒が主体的に考える未然防止等の活動の充実

(キ) 「いじめ問題を考えるめぐろ子ども会議」の実施及び事前・事後の取組みの充実

- (ク) 生徒会や地域等の主催によるあいさつ運動やボランティア活動等の実施・充実
- (ケ) 東京都教育委員会・目黒区教育委員会配布の「いじめ根絶」に向けたポスターの掲示
- (コ) 教育相談、各種たよりなどを通じた家庭との連携・協力の強化

(2) 早期発見に対する取り組み

いじめを早期発見するために以下の取り組みを行う。

ア 定期的なアンケート調査の実施

年3回以上の記名によるアンケート調査及び年1回以上の無記名による調査を実施。また、年2回 i c h e c k によるアンケートを実施。

イ 定期的な個人面談の実施

生徒と学級担任やスクールカウンセラー等との個人面談を行い、生徒の様子を見ながら、本人や友人のこと、学級、部活動のことなどを把握する。

ウ 保健室や相談室等の利用や電話相談窓口の周知等による、相談体制の整備

精神的に不安定な状態になった場合の避難場所としての保健室や相談室利用について周知すること、いつでも相談しやすい環境を整える。

エ 全教員による校内巡回等をととした生徒の観察

管理職、スクールカウンセラーを含む全教員が校内巡回等を行い、複数の教員の複層的な視点から、生徒の変化をいち早く把握し、いじめの未然防止及び早期発見につなげるとともに、学校全体で生徒を見守っているというメッセージを発する。

オ 学校便りや保護者会の積極的活用

いじめに対する学校の取組姿勢を保護者に理解してもらい、保護者からの早期の情報提供を受けられるように、学校だよりや保護者会により、日頃から「学校いじめ防止基本方針」等について説明を行う。

カ 保護者への支援・助言

いじめの問題に悩む保護者が相談しやすい環境を整え、教員及びスクールカウンセラー等により保護者への適切な支援・助言を行う。

(3) 早期対応に対する取り組み

いじめを認知し、又はいじめの通報を受けた場合は、特定の教職員で抱え込まず、いじめを受けた生徒を徹底して守り通すことを前提として、次のような組織的な対応を速やかに行う。

ア いじめを受けた生徒に対しては、事情や心情を聴取し生徒の状態に合わせた継続的なケアを行う。

また、いじめた生徒に対しては、事情や心情を聴取し、当該生徒が抱える課題や悩みを理解する等の教育的配慮の下、再発防止に向けて毅然とした態度で適切に指導するとともに生徒の状態に応じた継続的な指導及び支援を行う。

これらの対応については、教職員全員の共通理解、保護者の協力、関係機関、専門機関との連携の下で取り組む。

イ いじめが暴行や傷害等犯罪行為に当たると認められる場合や、生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあると認められる場合等は、直ちに警察に通報して、被害生徒を守る。その際は、学校での適切な指導・支援を行い、被害生徒及び保護者の意向にも配慮した上で、警察に相談・通報し、連携して対応する。

ウ 学校は、いじめ実態調査等を通じて把握した情報に基づき、いじめの解決のための適切な対応方針を決定し、学校全体で対応方針を共有して取り組む。迅速に組織的な対応を行うため、学校いじめ対策委員会を核として、緊急に会議を開催し、情報の共有を図るとともに、いじめを受けた生徒への支援、いじめを行った生徒への指導、周囲の生徒へのケアについて、教職員の役割分担の明確化を図る。

エ 学校は、把握した情報に基づいて「いじめに関する生徒の記録（個票）」を作成し、学校全体で共

有するとともに、教育委員会への提出をもって教育委員会とも情報共有を図る。

オ いじめの指導後、問題が一見解決したかに見えても、表面的に収まっているだけであるということも考えられる。二次的ないじめの発生を抑え、いじめを陰湿化させないためにも、事後も被害生徒への定期的なカウンセリング等を行い、粘り強く見守り続ける。

4 特別な支援を必要とする生徒への配慮について

特別な支援を必要とする生徒に対するいじめを未然に防止したり、発生したいじめを早期に発見し、解消を図ったりするには、全教職員による支援体制の構築が不可欠である。そのために、当該生徒に係る情報を全教職員で積極的に共有できる機会を確保する。

(1) 常に教員の目が行き届く見守り体制づくりをする

清掃活動、休み時間、給食準備、朝の会（帰りの会）等、担任一人で見守ることが困難な時間帯については、全教職員で対応できるよう体制づくりを行う。

(2) 全教職員での情報共有

職員会議や教育相談部会等の場を活用し、当該児童・生徒に係る情報を全教職員で積極的に共有できる機会を確保する。また、巡回指導員と担任の連携を密に図る。

5 インターネットを通じて行われているいじめへの対応について

発信される情報の高度の流通性、発信者の匿名性その他インターネットを通じて送信される情報の特性を踏まえて、インターネットを通じて行われるいじめを防止し、効果的に対処されるようにする。

(1) メールやLINE、SNS等のメディアの特殊性による危険性やトラブルについて、最新の動向を把握し、全教職員で情報モラル教育を実施するとともに、セーフティー教室等の安全指導の中で、生徒、保護者、地域への啓発に努め、インターネットを使いたいじめの未然防止を図る。

(2) 保護者会や、家庭教育学級の研修会等でメールやLINE、SNS等のメディアの特殊性による危険性やトラブルについてなどの話題を取り入れたりしながら家庭への啓発を図っていく。また、東京都の「ファミリールール」なども適宜取り入れたりする。

(3) メールやLINE、SNS等のメディア利用によるいじめを認知した場合は、書き込んだ文章や画像の削除等の迅速な対応を図るとともに、関係機関と連携して早期発見、早期対応に努める。

6 重大事態への対処についての取り組み

(1) 重大事態の意味（法第28条）

いじめによる重大事態とは、いじめを受けた生徒の状況に着目して次のとおり判断する。

いじめにより当該学校に在籍する児童・生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認める場合

ア 生徒が自殺を企図した場合

イ 身体に重大な傷害を負った場合

ウ 金品等に重大な被害を被った場合

エ 精神性の疾患を発症した場合

オ その他重大な被害が生じた疑いがあると認められるとき

いじめにより当該学校に在籍する生徒が相当の期間、学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認める場合。

相当の期間とは、国のいじめ防止対策基本方針での不登校の定義を踏まえ年間30日を目安とする。一定期間連続して欠席しているような場合などは、迅速に調査に着手する。

生徒や保護者から、いじめを受けて重大事態に至ったという申立てがあったときは、その時点で学校が「いじめの結果ではない」又は「重大事態とはいえない」と考えたとしても、重大事態が発生したものとして教育委員会事務局教育指導課に報告した上で調査等に当たる。

(2) 重大事態の報告

学校は、重大事態と思われる案件が発生した場合には直ちに教育委員会に報告する。

(3) 重大事態の調査組織

ア 調査組織

学校に設置している「学校いじめ対策委員会」を母体として学校サポートチームを加えるなど、公平性・中立性の確保に努めた構成により、学校長が調査組織を設置する。

イ 調査方法

(ア) いじめを受けた生徒からの聴き取りが可能な場合

いじめを受けた生徒から十分に聴き取るとともに、在籍生徒や教職員に対する質問紙調査や聴き取り調査を行う。

その際、個別の事案が明らかになったり、被害生徒の学校復帰が阻害されたりすることのないよう配慮し、いじめを受けた生徒や情報を提供した生徒を守ることを最優先とした調査を実施する。

調査による事実関係の確認とともにいじめを行った生徒への指導を行い、いじめ行為を止める。いじめを受けた生徒に対しては、事情や心情を聴取し、いじめを受けた生徒の状況にあわせて継続的な対応を行い、落ち着いた学校生活復帰の支援や学習支援等をする。

(イ) いじめを受けた生徒からの聴き取りが不可能な場合

当該生徒の入院や死亡など、いじめを受けた生徒からの聴き取りが不可能な場合は当該生徒の保護者の要望・意見を十分に聴取し、迅速に当該保護者に今後の調査について協議し、調査に着手する。

調査は、あくまでも学校が事実に向き合うことで、当該事態への対処や同種の事態の再発防止を図るものである。

7 いじめ防止に向けた取組指導の年間計画

いじめ防止等に向けた年間計画

	生 徒	教職員	保護者等	留意事項等
4 月	・学級開き ・教育相談 （担任・生徒の二者面談） ・「役割と責任の自覚・集団生活の向上」の道徳授業の実施	・学校いじめ対策委員会設置 ・教育相談 （担任・生徒の二者面談） ・「役割と責任の自覚・集団生活の向上」の道徳授業の実施 ・生徒理解研修の実施	・保護者会 ・学校便り ・学年便り ・PTA総会	・年度当初にあたり、校長や学級担任から、いじめを許さない学校・学級づくりについて講話する。 ・保護者会で取組周知（いじめのない学校を造るための協力依頼） ・学校便りで取組周知 ・教育相談（情報の集約、共有）
5 月	・生徒総会 ・「人間愛・思いやり」の道徳授業の実施 ・教育相談 （SCによる1年生全員面談）	・「人間愛・思いやり」の道徳の授業の実施	・学校便り ・学年便り	・道徳主任による校内OJTの一環として取組む。
6 月	・ふれあい月間アン	・ふれあい月間ア	・学校便り	・ふれあい月間アンケート①

	ケート①の実施	ンケート①の実施。 ・アンケート実施後に迅速に分析し、課題発見・課題の整理・解決策の構築をする。 ・ＳＣとの情報共有分析、課題発見。課題解決を図る。 ・i-check実施①	・学年便り	(実施、集約、分析、課題発見、課題解決) ・ＳＣとの面接結果を迅速に全教職員が情報共有し、課題発見・課題解決に向け取り組む。
7月	・教育相談 (担任・生徒、保護者の三者面談)	・教育相談後に課題についての情報共有をし、課題解決に向けた取組を行う。 ・校内研修 (体罰・いじめ) ・地域教育懇談会	・学校公開週間 ・学校便り ・学年便り ・長期休業中の生活便り ・地域教育懇談会	・ＳＣとの面接結果を迅速に全教職員が情報共有し、課題発見・課題解決に向け取り組む。 ・教育相談(情報の集約、共有、課題発見、課題解決)
8月	・長期休業中の生活記録	・長期休業中の生徒の把握、分析を行い、課題解決策を構築する。	・学校便り ・学年便り	・長期休業中の生徒の情報収集に努め、変容について、注意深く見取る。
9月	・「人間愛・思いやり」の道徳授業の実施	・「人間愛・思いやり」の道徳授業の実施	・ＰＴＡ企画会 ・学校便り ・学年便り	・道徳主任による校内ＯＪＴの一環として取り組む。
10月	・目黒区いじめアンケートの実施 (無記名) ・学習発表会 ・「公德心、社会連帯の自覚」の道徳授業の実施	・目黒区いじめアンケートの実施 (無記名) ・アンケート実施後に迅速に分析し、課題発見・課題の整理・解決策の構築をする。 ・「公德心、社会連帯の自覚」の道徳授業の実施	・学校公開週間 ・学校便り ・学年便り	・道徳主任による校内ＯＪＴの一環として取り組む。 ・目黒区いじめアンケート (実施、集約、分析、課題発見、課題解決)
11月	・「正義、公正公平、差別、偏見」の道徳授業の実施	・「正義、公正公平、差別、偏見」の道徳授業の実	・学校便り ・学年便り	・道徳主任による校内ＯＪＴの一環として取り組む。 ・いじめ根絶に向けての取組を生

	・いじめ問題を考えるめぐろ子ども会議	- 施 ・道徳教育地区公開講座 ・いじめ根絶に向けた説論 ・i-check②実施		徒全員に考えさせる。
12月	・教育相談（担任・生徒、保護者の三者面談）	・教育相談後に課題についての情報共有をし、課題解決に向けた取組を行う。 ・校内研修（体罰・いじめ）	・P T A 企画会 ・学校便り ・学年便り	・教育相談（情報の集約、共有、課題発見、課題解決）
1 月	・長期休業中の生活記録	・長期休業中の生徒の把握、分析を行い、課題解決策を構築する。	・学校便り ・学年便り	・長期休業中の生徒の情報収集に努め、変容について注意深く見取る。
2 月	・「豊かな心・畏敬の念」の道徳授業の実施 ・ふれあい月間アンケート②の実施 ・「人間の強さ、気高さ、生きる喜び」の道徳授業の実施	・ふれあい月間アンケート②の実施 ・アンケート実施後に迅速に分析し、課題発見・課題の整理・解決策の構築をする。 ・「人間の強さ、気高さ、生きる喜び」の道徳授業の実施 ・地域教育懇談会	・P T A 企画会 ・学校便り ・学年便り ・地域教育懇談会	・ふれあい月間アンケート②（実施、集約、分析、課題発見、課題解決）
3 月	・「生命の尊重」の道徳授業の実施	・「生命の尊重」の道徳授業の実施 ・学校いじめ防止基本方針の改訂 ・次年度年間取組計画の作成	・保護者会 ・学校便り ・学年便り	・保護者会で取組周知（いじめのない学校を作るための協力依頼）
通年	・いじめのない学校を作るために各自が他者を思いやる。	・学級、学年の生徒の様子を細かく観察する。 ・いじめのない学校作りをするために生徒に対する呼びかけ。	・学校便り ・学年便り	・生徒の小さな変化を見逃さない姿勢を常にもつ。 ・生徒の情報は必ず共有し、課題がある場合の解決策を構築する。

- ・計画になくとも、適宜無記名アンケート等を実施し、未然防止に努める。